

## 平成30年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月25日(水) 午前10時から10時25分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(1名)

会長	3番	富田祐次
----	----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積要件の取扱いに関する件

第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	逸見雅彦

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は委員の皆様に出席をいただいておりますが、会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第6回農業委員会を開催いたします。

欠席者ありの本日でございますので、ただいまより報告いたします。本日3番、富田会長さんから欠席の旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の議長を会長職務代行、岸岡が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第6回農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長により指名を申し上げたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

10番、富田哲夫委員、1番、浅見孝子委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積要件の取扱いに関する件、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積要件の取扱いに関する件を議題といたします。

議案第9号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 議案第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積要件の取扱いに関する件についてご説明いたします。

農地法第3条第2項第5号による下限面積ですが、横瀬町における下限面積は、現在30アールとされております。秩父地域におきましても、多くの農地において下限面積が30アールとされておりましたが、昨今、近隣市町の農業委員会におきまして、新規就農者の確保と遊休農地の解消を目的として、一定の条件を満たす場合、区域を設定して、その面積を1アールまで引き下げるといった取り扱いをする傾向にあります。

このような状況から、横瀬町農業委員会におきましても条件を定め、これを満たす場合、区域を設定した上で、下限面積を1アールまで引き下げる取り扱いをしたいため、この案を提出するものでございます。

条件につきましては、先月、農業委員会の後の打ち合わせのときにご説明させていただいたとおりでございますので、こちらにつきましては議案書をごらんいただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、農地利用最適化推進委員に意見を伺います。

この農地法第3条第2項第5号に係る下限面積要件の取扱いに関する件について、意見がある推進委員の方はお願いします。

はい、どうぞ、村越推進委員。

村越推進委員 農地利用最適化推進委員の村越聡です。このところ猛暑が毎日続いておりますが、皆さん体調に十分気をつけてください。

さて、議案第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積の要件の取扱いに関する件について、推進委員を代表して意見を述べたいと思います。

この件について、ここに書かれた条件を満たす場合には、設定区域の面積を1アールまで引き下げる取り扱いとするもので、この内容について問題はないと思います。また、1の設定をしようとする区域に係る主な条件に、(1)、全部又は一部が遊休農地であること、(2)、将来的に遊休農地になるおそれがあることが書かれており、下限面積を下げれば利用する方がふえ、遊休農地の解消や発生防止につながると思います。

2の所有権の移転等に係る主な条件に、(1)、設定区域を譲り受けようとする者は、新規就農者であることが書かれており、町内外からの新規就農者の期待ができます。また、近隣の秩父市や長瀨町が既に実施しており、当町においても実施すれば新規就農者の促進が期待され、かつ遊休農地発

生防止につながることを思いますので、この内容で作成してよいものと思います。

以上であります。

議長 ほか推進委員からの意見はありませんか。

〔「なし」〕

議長 意見なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

お諮りします。上程中の議案第9号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積要件の取扱いに関する件につきましては承認をされました。

続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題とします。

議案第10号について、事務局の説明を求めます。

事務局、お願いします。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます2筆で、台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積は合わせて429平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり東京都練馬区に在住の方で、譲渡人は秩父市在住の方でございます。申請理由は駐車場用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただきまして、案内図1で場所についてご説明いたします。この地図の中央に赤色で示した場所がございます。具体的な場所ですが、消防団第5分団の器具置き場から南東に直線で約330メートルのところが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、隣接する宅地1筆と合わせて駐車場用地に転用をしたいという申請でございます。

なお、この2筆の農地のうち、北側の広いほうの1筆ですが、こちらのほうには傾斜地が含まれておりまして、駐車場に使用するには、国道側の平らな部分を使用するという計画になっております。

この申請につきまして県と事前に協議をしたところ、この北側の1筆につきましては、傾斜地の部分には大きな岩がありまして、農地としての活

用が難しいと思われることから、この筆については分筆をせず、1筆全体を転用する計画でも問題はないとの指導がありました。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の村越推進委員、お願いします。

村越推進委員 農地利用最適化推進委員の村越聡です。ただいま上程されました議案第10号についてご説明いたします。

7月23日、担当委員、浅見孝子委員と現地に行きまして、申請内容について調査いたしました。全面積のうち一部駐車場に使用して、ほかは狭い土地であり、かつ傾斜地で、農地利用は期待できない土地であります。また、隣接地が既に駐車場になっており、周囲は水路、岩、道路等であり、周辺への影響は少ないものと思われまます。以上の点から申請内容につきましては問題ないと思われまます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、浅見委員、お願いいたします。

浅見委員 1番、補助委員の浅見です。

23日に村越推進委員さんと現地確認をいたしました。推進委員さんの説明のとおりで、近隣への影響は少ないと思いまますので、皆様にご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

質疑をお受けいたします。

7番委員。

木崎委員 私からの質問については、この申請についての結果を左右するというような質問内容ではございませんが、何点かお聞きしたいと思いまます。

この関係書類の中に見積書がついておりますけれども、その中の内訳書で水路部分転落防止柵工事という項目が載っていますが、この辺はどこにつける、施工する工事であるかというのがちょっと不明ですので、この関係書類の中に平面図があるので、その平面図でもしできれば説明を事務局のほうからお願いしたいと思いまますので、よろしく申し上げます。

議長 事務局、説明を求めます。  
事務局。

事務局 7番委員さんからのご質問にお答えします。

見積書の中にございます水路部分の転落防止柵工事という部分でござい  
ますが、これにつきましては、公図を見ますと、この申請地の2つの筆の  
西側に小さな沢がございます。その公図上道となっておりますが、実際にこ  
れは沢になっておりますので、この沢への転落の防止の柵ということでご  
ざいます。よろしく申し上げます。

議長 7番委員、よろしいですか。  
はい、どうぞ。

木崎委員 場所が理解できていないのですけれども、平面図には関係ないですか。  
平面図では説明できませんか。

議長 はい、事務局。

事務局 ただいまの件についてご回答申し上げます。

平面図でご説明申し上げます。この平面図の左側になりますが、地図の  
平面図の左側に沢がございまして、そこに水路がございますので、その転  
落防止の柵ということでございます。よろしく申し上げます。

議長 7番委員、場所わかりましたか。

木崎委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 はい、どうぞ。

木崎委員 もう一点なのですけれども、この申請地、私のほうも確認をいたしました。  
歩道側に水路が設けてあって、その水路にふたが全部かかっているとい  
う状況なのですけれども、隣地がもう宅地ということで、敷き砂利が敷  
いてありました。この関係で水路等が見当たらなかったのですけれども、  
豪雨等の関係で、豪雨でここに降った水が、もしかするとこの歩道寄りに  
全部あふれ出てくるような形状だという感じで見てきたのですけれども、  
その辺の駐車場全体での排水設備というのですか、そういったものはこの  
関係者というのは考えていなかったのでしょうか。それとも、もう現状敷  
き砂利で転圧してそのままの状態ですべて駐車場として使うというような考え  
方なのでしょうか。

それともう一点、それに関する事なのですけれども、歩道側に水路が  
全部ふたをしてあるということをお知らせしましたが、その一部を取  
ってグレーチングで開口してその雨水を取り入れるというような、そんな

方法もあるかなとは思ったのですけれども、その辺はいかがだったのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この駐車場におきましては、舗装はせずに砂利を敷いてそのまま転圧するという形で伺っております。そして、雨水の処理につきましては、自然浸透で行うということを申請者からお話をいただいております。ご指摘にございました豪雨などの場合の水の関係でございますが、道路の土地の形状から、国道のほうに流れていくような形になるかと思いますが、国道にも数カ所グレーチングがあるようなところございますので、そちらで排水ができるかと思っております。そして、また豪雨などでやはり問題が生じるような場合には、今後指導をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

7番委員さん、よろしいですか。

木 崎 委 員 はい、わかりました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。上程中の議案第10号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまし

て閉会といたします。

(午前10時25分)